

京都市告示第349号

京都市老人保養センターの指定管理者である国際ライフパートナー株式会社から、京都市老人保養センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市老人保養センターの臨時休所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年8月20日

京都市長 松井 孝治

1 臨時休所する日

令和6年9月2日（月）から令和6年9月3日（火）まで

2 臨時休所する理由

施設改修等を実施するため

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）